

審査基準

令和4年2月21日作成

法令名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根拠条項：第59条第9項
処分の概要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法令の定め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条（運搬証明書の記載事項の変更）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係（058）271-2424
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係（058）271-2424
備考：